



【2024年度・現業評議会】
第3回全国幹事会
議案

2024年5月11日 WEB会議

目 次

1. 【経過報告】現業労働者の取り組み	1
2. 【第1号議案】当面の闘争方針（案）現業労働者の取り組み	16
3. 【第2号議案】「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」のあり方について ...	18
4. 【第3号議案】当面の日程・その他について	24
5. その他.....	26
資料.....	31

【経過報告】現業労働者の取り組み

(1) 諸会議

① 2024年度第2回全国幹事会

12月9～10日、対面・ウェブ併用（東京・自治労会館）で開催し、傍聴者を含め47県本部71人が参加し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 経過報告 現業労働者の取り組み
 - イ 2023現業・公企統一闘争総括（案）
 - ウ 2024現業・公企統一闘争の推進
 - エ 当面の闘争方針（現業労働者の取り組み）
 - オ 担い手育成連続講座について
 - カ ジェンダー平等の推進にむけた現業評議会における調査について
 - キ 当面の日程について
- 2日目は、「職種間コラボで可能性を発掘しよう！直営体制だからできる職種間連携」をテーマにグループワークを行い、活発な議論が交わされた。

② 2024年度三役・常任幹事会

ア 第4回三役・常任幹事会

1月23日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 「現業・会計年度任用職員等組織化推進委員会」の報告について
- b 会計年度任用職員の組織化にむけた取り組みについて
- c その他・当面の日程について

イ 第5回三役・常任幹事会

3月8～9日、対面・ウェブ併用（東京・自治労会館）で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 各部報告について
- b 2024現業・公企統一闘争 総務省・議員要請の内容について
- c 2024現業・公企統一闘争の対応及びオルグ内容について
- d 「災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言」の改定について
- e 「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」総括（案）について
- f 当面の闘争方針について
- g 第1回担い手育成連続講座について
- h 現業・公企統一闘争におけるウェブ学習会
- i 当面の日程とその他

ウ 第6回三役・常任幹事会

4月16日、対面（東京・自治労会館）で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 総務省要請について
- b 議員要請行動について
- c 当面の日程とその他

③ 部会幹事会

ア 第2回部会幹事会

各部会を以下の日程で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日程・場所>

- a 第2回一般現業部会幹事会 1月26～27日 対面・ウェブ併用（東京・自治労会館）
- b 第2回県職現業部会幹事会 2月2～3日 対面・ウェブ併用（東京・自治労会館）
- c 第2回学校給食部会幹事会 2月4～5日 対面・ウェブ併用（東京・自治労会館）
- d 第2回清掃部会幹事会 2月10～11日 対面・ウェブ併用（東京・自治労会館）
- e 第2回学校用務員部会幹事会 2月12～13日 対面・ウェブ併用（東京・自治労会館）

<議 題>

- i この間の取り組み報告について
- ii 2023現業・公企統一闘争総括および2024現業・公企統一闘争の推進について
- iii 2024年度第2次政府予算要請行動について
- iv 各地連報告について
- v 2025年度第1次政府予算要請行動について
- vi 第9回現業組織集会での現業フェアについて
- vii 各職種での学習会（ウェブ）について
- viii 災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言について
- ix 「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」について
- x 当面の日程及びその他

イ 第3回部会幹事会

各部会を以下の日程で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日程・場所>

- a 第3回学校用務員部会幹事会 4月16日 ウェブ
- b 第3回清掃部会幹事会 4月17日 ウェブ
- c 第3回学校給食部会幹事会 4月18日 ウェブ
- d 第3回県職現業部会幹事会 4月22日 ウェブ
- e 第3回一般現業部会幹事会 5月9日 ウェブ

<議 題>

- i この間の取り組み報告について
- ii 2025年度第1次政府予算要請行動について
- iii 災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言について
- iv 「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」について
- v 当面の日程及びその他

④ 第9回現業組織集会運営委員会

ア 第1回運営委員会

1月28日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 運営委員の体制について
- b 集会の運営、会場等について
- c 組織集会分科会の内容について
- d 現地実行委員会の立ち上げについて

(2) 2024現業・公企統一闘争

① 2024現業・公企統一闘争本部会議

ア 第2回2024現業・公企統一闘争本部会議

書面により以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 2024現業・公企統一闘争オルグの実施について

イ 第3回現業・公企統一闘争本部会議

書面により以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 2024現業・公企統一闘争の戦術配置について
- b 2024現業・公企統一闘争の具体的日程について
- c 2024現業・公企統一闘争の重点課題について
- d 第1次闘争の具体的取り組みについて

② 総務省要請および議員要請行動

現業・公企統一闘争にかかる取り組みとして、4月16日に総務省要請および議員要請行動を実施した。

自治労からは現業評議会川口議長、吉村事務局長、副議長・常任幹事と、亀瀧労働条件局長が出席し、総務省からは、酒井自治行政局公務員部公務員課課長補佐他が対応した。(別紙①)

(3) 諸集会・セミナー

① 職場改善にむけた学習会3 ～安全な職場環境にむけ～

1月24日にウェブで、安全な職場環境の整備にむけた取り組みについて学習会を行い、全国から346人が参加した。学習会では、安全衛生委員会の開催遵守や、職場全体での共有化の重要性について触れつつ、2023現業・公企統一闘争では労働安全衛生や定年引き上げに伴う課題に対する成果があったことについて共有し、今回の学習会を契機に今後の取り組みに繋げることが重要と提起した。質疑応答では、石川県本部の参加者から現在の被災状況や取り組み支援に対する感謝についての発言があり、本部現業評議会から、引き続いての行政支援などの取り組みが重要である旨を参加者に呼びかけた。

② 2024年度第1回担い手育成連続講座

3月9～10日に東京・自治労会館で第1回担い手育成連続講座を開催した。現業課題の解決にむけ、運動の継承が重要であることから、全国から次代の担い手が集まり、合計2回の講座を行う。

第1回は、現業労働者の権利などの講座やグループワークによる要求書作成と模擬団交、さらにLGBT法連合会の西山さんを講師に招き、「LGBTQ+の人権課題について」をテーマにした講演がされ、また、東日本大震災発災時に福島市役所で勤務をしていた、八巻総合企画総務局長から当時の対応と自治労としての社会的役割についての講演を受けた後、最後に国会見学を行い、カリキュラムを終了した。参加者からは「組合加入2年目で分からないことだらけだったが、今回の受講で少し前進できたように思う。自分にできることは積極的に参加したいと、より思うようになった。」「良い経験、勉強をさせていただいた。早速持ち帰って共有したい。」などの感想が述べられた。

③ 職場改善にむけた学習会4 ～現業・公企統一闘争にむけ～

4月24日にウェブで、2024現業・公企統一闘争の重要性と重点課題の解説等に関する学習会を行い、全国から317人が参加した。学習会では、第1次闘争の取り組みを進めていくうえで、すべての単組が取り組むべき内容について提起がされた。あわせて、民間委託導入後におけるサービス水準の検証と分析が十分ではないことから、単組報告として島根県本部から委託導入後の取り組み事例が報告され、委託後であっても、最終的に行政が責任を果たす義務が生じることに変わりがないことを、改めて確認した。参加者からは、「安易な民営化の危険性について、参考例を交えた報告があり参考になった。」「委託後の自治体の実態を知り、再公営化への取り組みが大切だと感じた。」などの声が寄せられた。

(4) 省庁要請行動

2024年度政府予算にかかる取り組みとして、1月11日にこども家庭庁へ要請行動を実施した。自治労現業評議会から、吉村事務局長、貫名一般現業部会長、菊池妙子部会幹事、正本堅士部会幹事が出席した。こども家庭庁からは、生育局保育政策課など担当課が出席した。冒頭、こども家庭庁から別記要請項目について一括して回答が

あった。(別紙②)

(5) 審議会

① 中央環境審議会循環型社会部会

木村副委員長が委員として第52・53・54回に出席し、意見反映を行った。(2月1日・3月4日・4月9日)

② 使用済家電の回収・再資源化等促進に向けた検討会

吉村現業局長が委員として第3回に出席し、意見反映を行った。(2月16日)

総務省要請行動（2024年4月16日）

1. 住民ニーズの多様化・複雑化が進む中、感染症や頻発する自然災害の対応など、これまで以上に安定的な公共サービスの提供が求められている。現場を熟知している現業職員の果たす役割の重要性が増す一方、地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員配置ができていない自治体も存在し、能登半島地震では現業職員の減少により災害ごみ対応や避難所運営に対し課題が生じている。そのため、必要な体制の維持、拡充にむけ、現業職場の新規採用については、自治体の判断を尊重すること。あわせて確実な人員確保のため、必要な財政措置を講じること。

①＜総務省＞項目1回答の概要

- 地方公共団体においては、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、技能労務職員を含め、適正な人員配置に取り組むことが重要と考えている。
- 総務省としても、地方公共団体の職員数の実態などを勘案して地方財政計画に必要な職員数を計上しており、令和6年度地方財政計画においては、職員数全体で約1.4万人の増としている。
- 今後とも、地方公共団体の実態などを十分に踏まえて、必要な対応を行っている。

②＜自治労＞項目1追加要請1

現業職員の新規採用について、自治体判断を尊重し、技術的な助言等はしていないのか、改めて確認したい。

そのうえで、総務省は現業職員の採用について自治体判断を尊重との考えを示しているが、各地域によっては、都道府県が自治体に対し、現業職員の採用について、交付税措置の対応や採用を控えるような言動が見受けられる。地方自治の観点から、改めて総務省として都道府県に対し、そのような言動を行わない様、お願いしたい。

また、この間、国からの技術的な助言は無いと言われているが、都道府県が実施しているというところも見受けられているので、引き続き行わないようお願いしたい。

③＜総務省＞項目1追加要請1に対する回答

基本的に、技能労務職員の採用は自治体の判断である。地方公共団体の行政の合理化・能率化をはかっていただいた上で、地域の実情を踏まえて適正な人員配置に取り組んでもらいたい。国からの助言は無いものの、都道府県からの助言が見受けられるという件については、どういう内容でされているのか不明な以上は明確に回答ができないが、基本的な原理原則としては、前述の通りである。

④＜自治労＞項目1追加要請2

本年に発生した能登半島地震の事例からも見える通り、近年は大規模災害が頻発している。環境省への要請時では、収集業務の現業職員が一定数、被災地に派遣していくことが必要であるとの認識であった。こうしたことから、各自治体の判断を尊重する一方、都道府県を越えての被災地支援には、一定数の現業職員が必要と考えるため、関係省庁との連携をお願いしたい。

⑤＜総務省＞項目1追加要請2に対する回答

定員管理については、各自治体でご判断していただいた結果として、防災部門の職員数はこの間も増え続けている。一般行政部門の職員数も9年連続で増えており、国としてもそういった状況も勘案し、地方財政計画に反映し措置している。総務省としては、どの部門でどの程度の人数が必要か、それにより増員なのか減員なのか、それも含めて各自治体の判断を尊重する考え方である。

2. これまで総務省は、簡素で効率的な行政を実現する手法として、コスト論を優先にあらゆる分野において民間委託等を推し進めてきた。しかし、物価高や人件費が上がるなど十分な費用対効果が得られず、業務によっては偽装請負ともいえる実態があることから、各自治体に対し、住民サービスの質に直結する自治体現業職場における民間委託推進を慎むこと。

あわせて自治体では、民間委託を行った結果として、民間事業者の破産申請による公共サービスの提供が停滞した事例や、災害発生時では免責事項により住民の命と暮らしを守るための緊急的な対応に問題が生じた事例もあることから、民間委託導入後の公共サービスの水準や財政的効果など現状の分析・検証を十分に行うこと。

①<総務省>項目2回答の概要

○ 地方自治体の業務の民間委託については、地方自治体が、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するための手法の1つと考えており、これまで総務省としては、情報提供や技術的助言を行ってきたところであるが、民間委託の導入の可否については、地方自治体が、地域の実情に応じて、自主的に判断すべきものであると考えている。

○ また、民間委託を行った場合であっても、委託した業務についての責任は、行政に帰属するものであり、地方自治体においても委託先が破産等で業務が滞った場合等でも適切に業務の執行管理をしていただく必要があると考えている。

なお、今般の資材価格の高騰や賃金上昇等にかかる民間委託等の運用について、委託料の増加に対して、適切に対応するよう重ねて助言通知を行ったほか、令和6年度の地方財政計画において、地方自治体の施設管理等の委託料の増加対策として、一般行政経費に300億円を計上している。

また、災害発生時においても、委託した業務についての責任は、引き続き行政に帰属することを前提に、委託先民間事業者との役割の明確化等、リスク分担について自治体と委託先民間事業者との合意により決定した契約上の取扱いに基づき適切に対応していただく必要がある。

○ 総務省として、地方自治体に対しては、民間委託に取り組むに当たって、行政としての責任を果たしうるよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講じるよう助言通知してきたところ。

○ 引き続き、これらの助言の趣旨が徹底されるよう助言してまいりたい。

②<自治労>項目2追加要請1

物価高や人件費の高騰により委託費が増大していく中、業務内容によっては民間委託が必ずしも効果的・効率的な有効な手段になり得ていない。あわせて、自治体責任の下で職員でなければ提供できない公共サービスも存在していると考え、総務省としても同様の認識であるか伺いたい。

③<総務省>項目2追加要請2に対する回答

民間委託等に関しては、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するという行政の責務を果たすことが、まず重要な点である。その上で、地域の実情に合わせて、民間委託なのか直営なのか、自治体が自主的に判断いただくべき、と考えている。

3. 労働人口の減少する中での人員確保は喫緊の課題であり、解決策の1つとして総務省はデジタル・トランスフォーメーションを推進しているが、一方で自治体職員が直接住民と接することでしか提供できない公共サービスも存在している。日常の行政サービスはもとより特に災害対応では、現業職員が迅速に対応することで効果的な復旧・復興に繋がるという事例もある。住民ニーズや公的施設、さらに地理・地域実情を熟知している現業職場における再公営化について自治体判断を尊重すること。

①<総務省>項目3回答の概要

- 民間委託等をはじめとする行政サービスの提供手法については、「質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供する」という、行政としての責務を果たすことが重要であると考えている。
- その上で地域の実情に応じて、民間委託か直営かの選択を含めて、各自治体において、自主的に判断すべきものであると考えており、各地方自治体の判断は否定されるものではないと考えている。

②<自治労>項目3追加要請1

労働人口が減少していく中、すべての業務内容が委託や、あるいはデジタル・トランスフォーメーションでの対応のもと、地域公共サービスが提供できるとは思わない。そのような状況の中で、各自治体では、住民サービスの質を低下させないよう、地域実情に応じた手法で提供している。そのうえで自治体によっては、委託から直営に戻す事例もあると思うが、この間、総務省としてこうした自治体判断を尊重してきたのか、伺いたい。あわせて、今後も各自治体で住民サービスの質を低下させないよう、地域の実情に応じた効果的な手法の1つとして、自治体が直営を選択する場合、その選択は尊重されるのか、伺いたい。

あわせて、自治体に適正な人員配置をし、人材を育てておかなければ、再公営化の際にも対応できないという事態も発生してくると思う。

③<総務省>項目3追加要請1に対する回答

重ねて申し上げるが、民間委託か直営かは、各自治体の判断が尊重されるべきであり、今後も同様の方針と考えている。

4. 国は、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において、民間労働者と自治体現業職員の業務内容や職責、職員の平均年齢、職務経験年数など単純に比較することができない要素が複雑に混在する中で、賃金の比較を行っている。結果として、抑制されている自治体現業職員の賃金を恣意的に高額に見せるための不適切なデータとなっていることから、各自治体に賃金センサスの活用を行わせないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制に対する助言を行わないこと。

あわせて、自治体現業職場で働く会計年度任用職員は、業務を遂行するうえで、欠かすことのできない職員であることから、賃金・勤務労働条件など、あらゆる処遇改善にむけ、さらなる財政措置を講じること。

①<総務省>項目4回答の概要

- 技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、その決定に当たっては、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることが法律上求められている。
- また、過去には、技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があったところ。
- 各地方公共団体においては、給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている。
- このため、総務省としても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないが、「給与情報等公表システム」において、賃金センサスを用いた民間給与との比較をお願いしているところである。
- 会計年度任用職員制度に要する経費については、新たに勤勉手当の支給に伴う経費等の増分を加え、令和6年度地方財政計画において、4,812億円を計上し、制度を円滑に運用できるよう必要な財源を確保している。
- 今後も、各地方公共団体が会計年度任用職員制度を適正かつ円滑に運用できるよう、総務省としても適切に対応してまいりたい。

②<自治労>項目4追加要請1

過去、現業職員の給与が高額であるという国民等の厳しい意見があったものの、今は特段、そういった意見は無い、という総務省の認識であるか、改めてお聞かせいただきたい。

また、賃金センサスの活用について、必ずしも一致しているものではないことから今後も引き続き、説明資料として情報を出していくのであれば、比較対象などを検討していくべきではないかと考えるが、そのような変更について伺いたい。

③<総務省>項目4追加要請1に対する回答

申し訳ないが、4月に着任したばかりなので、そうした意見を直接耳にはないが、過去にあった、という事実は重要であり、国民からは、そういう視線が当てられ得るということかと思う。地方公共団体職員の給与については、条例で定めるという原則があるように、地方公務員の給与については、住民の理解と納得を得られるよう情報を公開・開示していくことが重要であると考えている。

賃金センサスの活用については、総務省としても年齢や業務内容、雇用形態が完全には一致していないと認識しているが、今ある情報で示していくという点では、賃金センサスを用いた形が一つの方法であると考えている。要領においては、各地方公共団体において比較できる適当なデータといったものがあれば、併記しても差し支えない、としている。

こども家庭庁要第2次要請行動（2024年1月11日）

（1）保育所調理員は、老朽化や現代の調理業務に適していない施設・設備を使用して日々の食事提供と併せて、様々な個々食を適切かつ迅速に対応し、また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、さまざまな感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかこと。

①＜こども家庭庁＞第2次要請 項目1回答の概要

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第33条において、「保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない」とし、調理員は必置としているが、配置数の基準は定めていない。実際は施設の規模や食数に応じて柔軟に調理員が配置しているものと認識しており、配置数の設定は検討していないため、意見として受け止める。

私立保育所の運営においては、公定価格の基本分単価において調理員の配置をしており、必要となる調理等の業務を考慮し、「利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）」として、公定価格の基本分単価に入っている。公定価格上の調理員の配置の充実については、財源の確保とあわせて検討していくことが重要であると認識している。栄養士の配置の充実とあわせて、食事の提供等にかかる体制の整備を行っている。

「保育体制強化事業」は、保育士の周辺業務を行う保育支援者を配置するための支援であり、現状、調理補助業務は目的に明記されていない。「調理補助業務を加える」ということについては、要望として承り、今後、要件については検討していきたい。

②＜自治労＞第2次要請 項目1追加要請1

人材がない中で配置基準の明確化を行い要員の確保を求めれば、規制緩和で外部委託や外部搬入が進まないかと、我々も危惧している。しかし現場は、公定価格の40人に1人、150人に2人、150人以上からは非常勤含む3人とといった人数では運用が厳しくなっている現状である。

保育士の配置基準は76年ぶりの見直しが行われ、「こども未来戦略」における加速化プラン3兆円強の予算の内、0.3兆円ほどが使われると認識している。保育士に関しては、子どもとの関わり時間も長く満足な休憩もとれていないこと等がある中、雇用の確保の難しさから予算が付き、質の向上が図られていることについては感謝するが、一方で保育所調理に関しても異物混入防止の厳格化等、その業務は多忙化している。学校給食法の衛生管理基準では設備に関してもこと細かに決まっているが、保育所は「大量調理施設衛生管理マニュアル」の準拠のみで、それを縛る法令はなく、準拠という観点から、都合よく解釈されることが多い。準拠として、やらなければいけないことを求められる中で、それに対しての整備、人員配置を求めると、「準拠なので、できない」と言われる環境にある。

こういったところを改善していくためにも「保育体制強化事業」を使い、朝・夕

等の繁忙時間に1～2時間の会計年度任用職員を雇い入れ出来るような加算を行なっていただきたい。また、その対応にあたり一定の基準が必要であるならば、一つの例として、アレルギーのガイドラインに関して対応を行なっているところに加算を行う等の対応をお願いしたい。

いずれにせよ、職員配置の明確化と、「児童福祉施設最低基準」への明記が、何よりの要望である。民間でも、多くの保育所が公定価格よりプラスした職員配置を行っている。差し当たり、会計年度任用職員を加算に含めてもらうことから始めていただきたい。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

過去のさまざまな事例をみると、基準を変えるには、それまでにいくつかの段階で補助事業や加算事業が行われてきている。基準そのものを変えた場合、その基準を満たさない場合には当然、基準違反となる課題も発生してくる。従って、基準を変えるためには、徐々にフェーズを上げてゆく形が一般論として必要と考える。その上で、アレルギー食関連や、食育関連など、さまざまな対応が増えていると、ご意見・お声をいただいているので、着手できるところから検討を進めていきたいと考えている。

(2) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目2回答の概要

保育環境改善等事業の中の、保育環境の向上等事業ということで、子どもの保育の質の向上のためであれば、施設改修や備品購入は出来るとしている。公立の保育所も対象である。調理室の施設整備については交付税措置がされているため、追加するのは難しいので要望として承る。

②<自治労>第2次要請 項目2追加要請1

大都市における公立保育所は、団塊の世代が生まれた頃に多く建てられてきた。これらはその後、民間委託された保育所は新しく建て直されているが、直営維持された保育所はほとんどが手付かずで、築年数50年を超えている保育所もある。外へ抜ける配管の修繕も行なわれず、害虫が調理室内に入り込み蠅が飛び回るといった状況の中、食事を作らないといけない環境下の保育所もある。あるいは、通常の完全給食の提供に加え、アレルギー児童への対応や、細分化された離乳食対応も行なわなければならない中、この老朽化した施設で火口数の少ないガスコンロを駆使して対応を行なっている保育所もある。

2022年度から「保育環境改善等事業」において交付税措置がされているが、金額にすると1施設につき100万円程度であり、それは主に保育室の改修費等に使用され、児童への直接処遇ではない調理室へは、予算が回ってこない現状である。この「保育環境改善等事業」に対し、(2024年度予算は既に決まっているが)2025年度予算から、金額の拡充を含めた対応をお願いしたい。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

「保育環境改善等事業」については、保育の統合補助金として複数の事業が一つの補助金の中で行なっていくものなので、発言されたご要望にも対応出来るよう、補助事業を構築していく必要がある。ご要望に対し、保育の補助金全体として、ど

のような対応が可能か、検討していきたい。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目3回答の概要

医療的ケア児の受け入れについては、一人ひとりの子どもの状態や支援ニーズなどを把握していただき、適切な環境のもとで保育が行われることが望ましいと考えている。このため、保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制については補助事業として「医療的ケア児保育支援事業」において、医療的ケア児を受け入れるために必要な経費を基本分として、その一部を国が補助している。昨年度から、国から自治体への補助率のかさ上げを行うなどして、医療的ケア児の受け入れ体制整備の財政支援を行っているところである。

今回要望いただいた内容については、これに特化した補助メニューがあるわけではないが、「医療的ケア児保育支援事業」の基本分として補助を活用いただくことが可能なため、そちらで対応してもらいたい。医療的ケア児の受け入れが年々増加していることは承知しているため、引き続き財政支援の充実に努めていきたい。

②<自治労>第2次要請 項目3追加要請1

近年、児童発達支援施設等に通園する児童が、保育所へも並行通園を行うケースがあることから、必要な予算措置を講じていただけるよう要望する。障害度は、満身に嚥下ができない、咀嚼ができない、などさまざまではあるが、専門の療育施設では、その個々に応じた形態食の提供に際し、献立内容の作成から調理員数、機材や調理工程に至るまで、高い専門性の中で注意深く提供している。一方、保育所ではそういった児童の受け入れを想定していないため、必要な知識はもとより、専門性のある人員も機材もままならない状況で対応している。

今後も療育を必要とする児童の安全安心な給食提供や保育環境を確保する為にも、必要な予算措置を講じることを要望する。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目3追加要請1に対する回答

医療的ケア児の数が年々増加していることは承知している。また、医療的ケア児の種類についても複雑多様化していることも承知しており、現場の保育施設で受け入れる職員の方の苦労は察する。特に人材不足もあり、通常の保育業務とは違う児童発達支援等の専門的知識が必要となっていることも承知はしている。その中で、職員配置数の上乘せは補助の中で行なっており、研修の受講支援の加算も行っている。2023年度補正予算においても、医療的ケア児の個性に応じた備品等に関する購入補助を新しく創設している。

保育所が受け入れやすい支援ができるよう財政措置は毎年検討しており、引き続き、いただいたご意見をもとに、課題に対する支援を厚くできるように、検討を続けたい。

④<自治労>第2次要請 項目3追加要請2

医療的ケア児については、公立が率先して受け入れていく必要があると認識している。大阪市でも多く受け入れを行なう中で、対応は個々に違うところであり、トロミ食やミキサー食にしても、どのくらいの状態が良いのかは、保護者と共に家庭

の状況等を確認しながら提供している。また、糖尿病を持っている方については、看護師や所長が付いた上で、ご飯の量を毎日計り、インスリンの量を決めたりもしている。アレルギー食や離乳食の提供、一時保育や病後児保育に加え、この医療的ケア児の対応を行う現場の苦労も認識いただきたい。「医療的ケア児の保育支援事業で加算ができる」と回答されたが、これは調理場についても要員の加算が可能なのか。

⑤<こども家庭庁>第2次要請 項目3追加要請2に対する回答

あくまでも医療的ケア児に必要なための経費であるので、活用していただくことは差支えなく、柔軟に活用いただきたい。

(4) 物価高騰により食材費が逼迫し、各現場は対応に苦慮している。この状況を鑑み、補助的な予算措置を早急に求めるとともに、政府が進める異次元の少子化対策を踏まえ、再度、給食費無償化に向け予算措置を講ずること。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目4回答の概要

物価高騰に対する予算措置については、2023年11月に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューに、「医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が含まれているため、これを積極的に活用していただくよう、自治体に周知をしている。来年度については、公定価格の中で、毎年物価変動等を踏まえた見直しを行っていることから、2024年度予算についても同様の措置を行っているところである。

給食費の無償化については、追加的な財源が必要になることに加え、園が給食を提供しない場合の保護者負担の関係や、在宅で子育てをする方とのバランス等の課題があることから、「こども未来戦略」には盛り込んでいない。今後、学校給食費の議論の動向を踏まえて、検討していくものと考えている。

②<自治労>第2次要請 項目4追加要請1

物価高騰に関しては、2023年に3万2千品目以上の値上げが行われ、その率は15%であったと言われている。食材費においても平均して15%程度の上昇と認識しているが、公定価格が追い付いていないと考えている。保育所は地元の食材業者を使うため、価格に地域差がある中で、物価が高い地域にある保育所は、業者からの請求を翌月回しにしてもらったり、国産以外の乾物の使用をしたり、また、肉をあまり使わない献立にしたりと、質を落とす対応をせざるを得ない現状である。今後も物価高騰は止まらないことが想定される中、この高騰に食材費の方も追いつく形で対応していただけるようお願いしたい。

また、「誰でも通園制度」を利用する児童については、給食の提供有無はどのような基準であるのか。ある自治体では提供しようといった話が出ている。その場合、無償化といった形を取る方がすっきりするのではないかと。加速化プランでは3兆6千億円の予算がつき、質の向上が進められてはいるが、物価高騰の課題もあるので、改めて無償化についても検討していただきたいと要望する。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目4追加要請1に対する回答

「誰でも通園制度」における給食の提供については、実施施設の対応等によるため、必ずしも提供しなければならない、というものではない。

(5) 用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加え、安全安心な保育提供の確保を図ること。また制度が確立するまでは、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目5回答の概要

安全安心な保育の確保は大前提であると考えている。用務員、事務員は施設の実情に応じて配置されていると認識しており、「児童福祉施設最低基準」の中に組み込むことは、現時点では検討していない。意見として承る。

業務負担の軽減策としては、保育補助者や子育て支援者の配置、保育システムICT化を進めているため、これを活用してもらいたい。また、保育所の公定価格については、事務職員雇上費加算によって、週2日相当の非常勤職員の賃金を計上している。

②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

幼稚園・学校に関しては用務員・事務員が配置されている。管轄する省庁の違いはあるとは考えるが、子どもの関わる施設で差が生まれるのはいかがなものか。今は加算金が事務員に関し週2日分出ているが、全く足りない状況である。

保育士は子どもの見守りが主な業務である中、主任・所長と昇進していくと、途端に事務の仕事をしなければならず負担が大きく、本来は保育所全体を見て保育士への助言を行わなくてはならない所長という立場でも、不慣れな事務が圧迫し、そういった仕事も難しい実態が見受けられる。この他にも、備蓄してある防災用具のメンテナンス等々、細やかなところにも目が行き届かない状況にもあり、このような業務を、用務員・事務員の常勤配置で担ってもらえるよう、幼稚園だけでなく保育所にも対策を講じていただきたい。

また、過去には調理員が用務員の仕事を兼任していた時代もある。衛生面の問題があるため、その後、組合側の要望により非常勤用務員に担って貰うことができたが、清掃一つとってみても専門職が処理する方がクオリティ面でも望ましい。いずれにせよ、予算措置がなければ現場では対応が進まないため、検討をお願いしたい。

①<自治労>第2次要請 その他

2023年8月にグリストラップ清掃中に調理員が亡くなる事故が発生した。グリストラップの清掃を行う者の法的定めはないが、調理員が下水・汚泥周りの清掃作業を行わなければならない現状は、衛生面的に問題があると考えている。園によっては保護者の目の届く場所にグリストラップがあり、食事を作る調理員が、一方でそういった清掃を行わなければならないことを不快に感じる保護者も居ると思われる。安全面、衛生面の観点から、この現状に対策を講じていただきたい。予算がないことから、調理員で清掃対応を行っている現場も多いことから、予算措置を検討いただきたい。

また、ある市で実態調査を行ったところ、療育センター等、予算がある施設では毎月、グリストラップの業者清掃が行われているが、保育所等の予算がない施設は年2回程度だった。グリストラップといった性質上、配管等の老朽化に伴い害虫が発生しやすい設備に対して年2回の清掃では少ない。それを補うために調理員が清

掃対応をせざるを得ないという実態がある。清掃の専門ではない調理員が対応を行うことで、死亡事故にも繋がるリスクがあり、加えて、食中毒の原因物質を調理室に持ち込むリスクもあることを理解してほしい。2023年のグリストラップ死亡事故についてこども家庭庁として通知等の対応はあったのか。

②<こども家庭庁>第2次要請 その他に対する回答の概要

グリストラップ清掃については、保育所特有の問題に限らないと認識しており、こども家庭庁の管轄で対応は難しい。ご意見として受け止める。

【第1号議案】当面の闘争方針（案）

各部門・横断組織の取り組み

【現業労働者の取り組み】

1. 本部・県本部・単組はそれぞれ2024現業・公企統一闘争（第1次闘争）における取り組み状況を点検・把握し、第1次闘争の成果や課題を洗い出すなど闘争の中間総括を行います。その上で、中間総括で出された成果や課題を踏まえ、第2次闘争においてすべての単組・組合員が結集する統一闘争にむけて取り組みを強化します。

2. 本部は、現業・公企統一闘争（第2次闘争）の取り組み強化にむけて、人員確保の必要性をはじめ、災害対応における課題や安易な民間委託導入に対する対策を共有するため、「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」を7月6日に東京で開催します。

3. 県本部・単組は、現業職場で働く会計年度任用職員の組織化にむけ、現業評議会に加入できるよう、引き続き単組・評議会規約の点検・整備の取り組みを進めます。

本部は、三役常任幹事による県本部評議会オルグを実施します。オルグを通じて明らかになった課題や取り組み状況を共有した上で現業評議会における会計年度任用職員の組織化を推進します。

4. 本部は、6月1日を基準日に「新規採用者組織化状況調査」を実施し、各単組における新規採用者数や組織化状況を把握します。県本部・単組は現業職場における組織拡大にむけ、引き続き新規採用職員や未加入者の組合加入に積極的に取り組みます。

5. 「新たな共済推進方針」に基づき、幹事会や会議・集会の場においてじちろう共済の学習・説明の機会を設けます。学習会を通して共済推進運動に取り組む意義を共有し、じちろう共済の加入拡大と単組の組織強化・拡大につなげていきます。

6. 現業評議会における次代の担い手育成が大きな課題であることから、労働組合における政治活動の重要性と組織内議員との連携、労働安全衛生の確立などをテーマに、第2回担い手育成連続講座を6月1日～2日に東京で開催します。

7. 本部は、現業評議会における組織強化にむけた取り組みをはじめ、会計年度任用職員の組織化や次代の担い手育成などの課題解決にむけ、「第9回現業組織集会」を7月20日～21日に大阪で開催します。
8. 本部は、現業職場が多岐にわたり現場実態が異なることから、各職種における実態を共有し課題解決にむけ、職種ごとのウェブ学習会を開催します。
9. 本部は、各職種別部会での議論を踏まえ、関係省庁に対し、2025年度予算要請行動に取り組みます。
10. 7月の自治労労働安全衛生月間において、県本部・単組は、労働安全衛生法などの法令遵守の徹底をはじめ、産業医を活用した職場点検の徹底など安全衛生委員会の活性化をはかります。また、高年齢労働者の業務内容や熱中症対策など、時期や職場実態に応じた安全衛生対策が講じられるよう、安全衛生委員会や職場改善チェックリストを活用し、現業職場における労働災害の一扫にむけた取り組みを強化します。
11. 第27回参議院議員選挙にむけ、現業評議会組合員への「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、学習会はもとより幹事会や部会など、あらゆる機会を捉えて周知を徹底します。

【第2号議案】

「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」のあり方につ

いて（案）

【総括】

1. 取り組みの経過

- ① 第97回定期大会の当面の闘争方針において、労働災害の撲滅、ならびに労働安全衛生活動の活性化を目的に、2023年12月1日を全国統一行動日として「2023現業職場から労働災害を一掃する職場集会」の実施を全体で確認した。
- ② 本部は、各職種における労安チェックシートや公務災害の認定状況、さらには、集会モデル決議（案）を掲載した参考資料を発信し、取り組みの推進を図ってきた。

2. 各県本部における取り組み状況

【職場集会実施】

当局責任による時間内集会	27 単組
当局責任による時間外集会	8 単組
労働組合による時間外集会	24 単組
労働組合による時間外集会	66 単組

職場集会実施単組 125 単組

【参加人数】

清掃関係	4,488 人
学校給食調理員	865 人
学校用務員	361 人
保育調理員	578 人
自動車運転士	142 人
道路・公園関係	298 人
試験研究関係	12 人
その他	1,144 人

合計人数 7,888 人

3. 取り組みの成果

① 取り組みの集約では、現場状況に合わせて集会、また職場ごとのチェックリストを活用しながら、職場点検の実施、さらに職場集会に参加ができない組合員については、冊子やチェックリストを配布し、労働災害に対する危機意識の啓発に取り組むなどの報告がされた。また月1回の安全学習の実施など、継続的な取り組みを実施している単組報告もあり、改めて労働安全衛生の取り組みの必要性・重要性について、周知する契機となった。労働災害の防止にむけては、使用者側（当局）のみならず、私たち労働者側も認識することが重要であり、労働安全衛生委員会の開催や職場の安全パトロールを実施するなど、当局責任による労働安全衛生体制の確立に繋がることから、労働災害撲滅にむけ、この取り組みを推進していかなければならない。

② 集約結果では、職場集会以外の取り組みとして、災害事例報告や安全衛生委員会を活用し啓発活動を実施するなど、現場実態に応じた内容について報告がされた。「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」を契機に各現場実態に応じて効果的な取り組みが実践されていることから、引き続き、職場全体の安全衛生に対する意識の向上を図らなければならない。あわせて、現業職場では年末年始において業務が繁忙する職種もあることから、労働安全衛生の取り組みを強化していくことが重要である。

4. 取り組みの課題

① この職場集会は、1985年12月に清掃職場において2件の死亡事故が起きたことを契機に2度とこうした事故を起こさない職場環境づくりにむけ、取り組みを進めてきた。現業職場では業務内容が死亡災害を含む重大なものになりやすい特性があり、多くの現場で労働災害が発生していたことから、7月の安全衛生月間の取り組みだけでなく、清掃職場が先進的に行ってきた「職場集会」を「現業職場」へと枠を拡大し、改めてすべての職場における労働災害撲滅の実現にむけ「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」として取り組みを再構築してきた。

しかし今もなお、現業職場では数多くの労働災害が発生し、2023年も保育調理現場においてグリストラップ清掃中に死亡事故が発生するなど、その発生率は、他の職種と比較して高い水準で推移している。これら多くの労働災害が発生していることから、再発防止にむけた検証を実施し、その課題と対策を共有していくなど、労働災害を一掃していくための取り組みを全力で進めていくことが必要である。

② そうした中、「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」の取り組

み集約では、職場集会実施が125単組（前年度158単組）、集会人数が7,888人（前年度8563人）となり、前年度を下回る結果となった。取り組みが出来なった要因としては、「職場が複数に配置されているため集まらない」「集会を行う時間が無い」「出勤時間が合わない」「現業職員が少数で対応できない」などの理由が挙げられた。労働安全衛生を取り組む意識醸成より、集会開催の有無に比重が偏っている職場も見受けられるため、職場集会は労働安全衛生の取り組みの認識一致を図る場であり、職場集会が目的ではなく、職場から労働災害を一掃するために、どう取り組むか、職場全体で共有していくことが重要であることを再認識する必要がある。

③ 労働災害を撲滅するためには、職場で働く全ての組合員が日常から安全衛生に対して意識していくことが必要である。そのためには法令に基づいた月1回以上の安全衛生委員会の開催を遵守し、委員会内容を全体で共有化を図るとともに、労働者側だけでなく、当局と一緒に職場全体でリスクアセスメントを実施していくことが重要である。自治体現場では「別表①」のように安全衛生委員会がすべての職場に設置されておらず、開催についても法令通り月1回以上については約4分の1となっている。こうした状況を改善していくためにも、職場、さらには労働組合として当局に要請し、労働安全衛生の確立にむけ労使一体となって取り組むことが必要である。

④ 労働安全衛生の確立にむけ取り組みを進めていくにあたり、労働組合活動である交渉サイクルの確立はもとより、職場での安全衛生委員会による議論など、双方の取り組みを進め、すべての職場で労働災害の一掃にむけた取り組みを強化することが重要である。さらに本年4月からは61歳の常勤職員が配置されており、各職場では高齢期でも職場実態に応じて安全・安心に働き続けられる職場環境の構築が重要である。厚生労働省「エイジフレンドリーガイドライン」を参考にした高年齢労働者の働き方について取り組んでいる割合は「別表①」では12%に留まっており、今後の取り組み強化が必要である。

住民ニーズの変化に伴い、私たちの業務も多様化するため、これまで以上に労働安全衛生の取り組みが重要であることを組織全体で再認識しなければならない。各職場実態に応じた対策が講じられるとともに、労働安全衛生の確立にむけた取り組みが効果的になるため、集会開催が目的となることなく、労働安全衛生の意識の向上にむけ、改めて取り組みの内容や時期などを検討していかなければならない。

【別表①】

回答集本部数		44							
	都道府県	県都・政令市	都市・特別区	町村	事務組合・広域連合	公共民間	左の区分以外	合計	割合
回答集組数	31	42	339	259	46	137	34	888	
(1)安全衛生委員会の設置状況									
すべての職場で設置	13	20	224	177	28	69	11	542	61%
設置義務のある職場では設置	17	20	104	62	6	22	11	242	27%
設置されていない	1	2	11	20	12	46	12	104	12%
(2)安全衛生委員会の平均開催状況									
	都道府県	県都・政令市	都市・特別区	町村	事務組合・広域連合	公共民間	左の区分以外	合計	割合
月1回以上	9	22	99	35	20	43	11	239	27%
年5～10回	8	7	45	21	1	12	2	96	11%
年1～4回	13	12	174	162	9	32	7	409	47%
開かれていない	1	1	20	38	14	44	12	130	15%
(3)今年度、職場巡視を実施(または予定)									
	都道府県	県都・政令市	都市・特別区	町村	事務組合・広域連合	公共民間	左の区分以外	合計	割合
すべての職場で実施(予定)	10	17	124	66	22	43	11	293	33%
一部の職場で実施(予定)	17	21	147	58	7	25	3	278	32%
実施(予定)していない	4	4	69	131	15	65	18	306	35%
	都道府県	県都・政令市	都市・特別区	町村	事務組合・広域連合	公共民間	左の区分以外	合計	割合
(4)安全衛生委員会で時間外労働の実態を共有している数	25	32	244	148	23	48	11	531	60%
(5)具体的な超過勤務の縮減策の実施数	16	15	145	80	11	24	6	297	33%
	都道府県	県都・政令市	都市・特別区	町村	事務組合・広域連合	公共民間	左の区分以外	合計	割合
(6)労働施策総合推進法の施行を受けた、職場におけるハラスメントに対する啓発・予防対策の実施数	31	42	305	228	33	96	24	759	85%
(7)メンタルヘルス・ハラスメントに関する相談窓口を設置している数	30	41	312	226	27	100	20	756	85%
(8)カスタマー・ハラスメント対策について当局に具体的措置を求めた数	20	38	215	126	13	38	12	462	52%
(9)職場復帰プログラムを策定している数	29	38	215	126	13	38	12	471	53%
(10)ストレスチェックの検証を行っている数	28	33	250	196	17	62	18	604	68%
	都道府県	県都・政令市	都市・特別区	町村	事務組合・広域連合	公共民間	左の区分以外	合計	割合
(11)「エイジフレンドリーガイドライン」等を参考にした高齢職員の安全衛生対策を議論している数	3	11	51	20	6	9	5	105	12%
	都道府県	県都・政令市	都市・特別区	町村	事務組合・広域連合	公共民間	左の区分以外	合計	割合
(12)安全衛生委員会に女性の委員を選出している数	23	33	298	218	23	69	14	678	76%
(13)会計年度任用職員においても健康診断等が義務付けられていることを周知している数	27	33	298	218	23	69	14	682	77%
(14)委託先の職場において安全衛生確保のための対策をしている数	5	38	283	220	27	59	16	648	73%

【現業職場から労働災害を一掃するための職場集会の考え方】

1. 今後のスケジュールについて

① 「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」の取り組みについては、今年度、12月6日（金）に実施していく予定であることから、8月の第98回定期大会の「当面の闘争方針」にて提起していく。

現業評議会では、2023年度の取り組みの総括を踏まえた次年度の取り組みにおける考え方について第3回全国幹事会で協議し、その考え方をもとに2025年度第1回全国幹事会で「当面の闘争方針」として協議し、定期大会への議案提起を予定している。

2. 総括を踏まえた今後の取り組みについて

① 現業職員の業務内容は多岐に渡るため、その現場も多種多様であることから、さまざまな労働災害が発生している。労働災害の発生率が高い清掃職場に限らず、昨年では保育調理現場でグリストラップの清掃中に死亡事故が起きるなど、あらゆる現場で重大事故が発生するリスクがある。こうしたことから、業務内容によって労働災害の発生が高く、また死亡事故にも繋がる恐れがあることから、現業職場での労働安全衛生の確立にむけた取り組みは極めて重要である。

② 労働安全衛生の確立にむけ取り組むにあたり、労働者側の取り組みだけでなく、使用者（事業者）側と一緒に取り組みを行うことが重要である。使用者（事業者）側は労働安全衛生法に基づいた事業者等の責務を果たす必要があるため、月1回以上の安全衛生委員会の開催や安全衛生対策が適切に講じていない場合は、法令違反であることを労働者側から当局に厳しく指摘し、職場実態に応じたリスクアセスメントを実施していかなければならない。

労働災害防止にむけ、労働安全衛生法をはじめ、それぞれの業務に対する省令や規則、指針などが整備され、必要に応じて改定されているが、こうした法整備が整っているだけでは現場から労働災害は一層できない事を再認識していくことが必要である。これらの内容について現場で働く全ての労働者が認知し、意識して業務を行うことで労働災害をゼロにすることができるため、そのための現場全体での労働安全衛生に対する意識醸成が重要である。

③ 12月が職種によって繁忙期となるため業務遂行を優先するがあまり労働安全衛生に対する意識が薄れ労働災害に繋がることから、現場で働く全ての労働者の労働安全衛生の意識醸成のため、職場集会を開催し取り組みを進めてきた。職場集会を開催することで、労働者側と使用者（事業者）側との認識一致を図るとともに、職場全体での取り組みが周知されるなど、多くの成果があるため、取

り組みを継続させていくことが重要である。引き続き、職場集会として取り組みを進めてきた経緯を踏まえ、より効果的な職場集会の開催を求めていかなければならない。

④ 現業職場は一定人数の職員が配置された事業所だけではなく、少人数や1人職場、さらに時差勤務など現場実態に応じて職員の配置状況は異なる。さまざまな職場においても労働安全衛生の取り組みは重要であり、特に1人職場などでは作業に対するチェックや監視体制が困難であり、想定外な事案が発生した際は、報告や連絡が遅れ、重大な事故につながる恐れが高いことから、取り組みの強化が重要である。この間の「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」の取り組み提起では、職場集会を通じての取り組みとしていたが、さまざまな職場環境を踏まえ、職場集会以外にも取り組みを提起することが求められる。そうしたことから、現業評議会で作成した「職場チェックリスト」を活用しての取り組みや安全衛生委員会を通じた取り組みなど、職場集会の開催が困難な現場でも「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」の取り組み趣旨を踏まえた対応が可能となるよう、方針提起していく。

あわせて、職場集会の討議資料については、これまでの各職場の取り組みを明記するとともに、労働災害の事例や対策などを掲載や災害には至っていないがヒヤリハットなど事例を盛り込むことで、さまざまな職場で活用できる討議資料を作成していく。

加えて本年4月から61歳の常勤職員が配置されていることから、高年齢労働者の働き方や業務内容における留意点などを盛り込み、職場集会だけでなく、日常の労働安全衛生の意識醸成に活用できる討議資料について充実させていく必要がある。これらを踏まえ、「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」の取り組みを充実させ、労働災害の一掃にむけた取り組みを強化していく。

【第3号議案】 当面の日程・その他について

【当面の日程】

- (1) 職種別ウェブ学習会（病院職場）（WEB）
2024年5月17日（金）18：30～20：00

- (2) 職種別ウェブ学習会（保育職場）（WEB）
2024年5月23日（木）18：30～20：00

- (3) 第166回中央委員会（WEB）
2024年5月27日（月）～28日（火）

- (4) 職種別ウェブ学習会（清掃職場・焼却施設）（WEB）
2024年5月28日（火）18：00～20：00

- (5) 「第9回現業組織集会」第2回運営員会（WEB）
2024年5月30日（木）18：15～20：00

- (6) 第2回担い手育成連続講座
2024年6月1日（土）～2日（日）

- (7) 職種別ウェブ学習会（介護職場）（WEB）
2024年6月12日（水）18：30～19：30

- (8) 自治体現場力により質の高い公共サービスを実現する集会
2024年7月6日（土）13：00～16：00

- (9) 第9回現業組織集会
2024年7月20日（土）～21日（日）

- (10) 2025年度第1回全国幹事会
2023年8月24日（土）

【その他】

(1) 現業職員新規採用実態調査【オンライン調査】

2024年6月1日を基準に「現業職員新規採用実態」に関する調査を実施します。今年度もオンライン調査とし、集約結果については、2025年度第2回全国幹事会で報告します。（詳細は發文にてお伝えします）

(2) 職種別ウェブ学習会について

現業評議会では、少数職場をはじめ職種が多岐に渡るため、職種によっては十分な課題共有や意見交換などに対する取り組みが不十分であったことから、各現場の実情把握と取り組みの前進をめざし、職種別に Zoom でのウェブ学習会(意見交換会)を開催します。学習会を実施する職種については、各部会幹事での協議した結果、清掃職場(焼却施設)、道路維持、試験研究機関、保育調理、病院職場、介護職場の6職種を予定しています。

自治労発2024第0181号

2024年 2月 15日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博
(総合組織局 現業評議会)

自治労第9回現業組織集会の開催について（その1・開催日時と次第）

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、現業職場の組合員の組織強化・拡大に向け、「自治労第9回現業組織集会」を大阪市で開催します。開催にあたり参加形式は対面のみとしますが、一部内容については、YouTube生配信および事後の録画配信を行います。

積極的なご参加をお願いいたします。

記

1. 開催趣旨

自治労は、未曾有の災害・感染症拡大など、さまざまな状況が取り巻く中であっても、組合活動の力で働き続けられる職場を作り、現場力の活性化による質の高い公共サービスの実現をめざしています。

それを実現するためには組合の団結力と組織力が不可欠であり、そのためには、組合員にとって魅力ある労働組合であることが求められます。

現業職場においては、組織強化にむけた取り組みをはじめ、会計年度任用職員の組織化や、定年引き上げ、次世代の担い手育成、ジェンダー平等の推進など、課題は多岐にわたっています。

現業評議会では、これらの課題解決にむけ、「自治労第9回現業組織集会」を開催します。

1日目の全体会では、作家・演出家の鴻上尚史さんが「自分の思いを伝えるためには（仮称）」と題した講演を行います。

自治体職員は、日常業務における住民との対応だけでなく、組合活動における周囲とのコミュニケーションにおいても、常に相手の立場に寄り添って行動していくことが求められます。あわせて近年、各地で自然災害が頻発する中、避難所運営をはじめとした災害対応では、より相手の気持ちを汲み取った対応が必要です。

この講演により、自分の思いを伝えるにあたり大切なことは何か、どのように実践したら良いかなど、コミュニケーションの重要性を学び、組織強化にむけた第1歩へつなげることを目的としています。

その後、仲間の取り組み共有として「会計年度任用職員」、「担い手育成」等における活動について、単組報告を行います。

2日目の分科会では、4つのテーマに分かれてパネルディスカッション、講演、グループワークなどを行います。

より多くの方にご参加いただくため、現業評議会だけに限らず、単組全体への周知のご協力をお願いいたします。

2. 日時

【全体会】2024年7月20日(土) 13:00 ~ 17:30

【分科会】 " 7月21日(日) 09:00 ~ 15:00

3. 場所

【全体会】大阪市中央公会堂
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島1丁目1番27号
<https://osaka-chuokokaido.jp/map/>

【分科会】大阪国際会議場(グランキューブ大阪)

〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島5丁目3-51
<https://www.gco.co.jp/access/>

4. 日程詳細

【全体会】7月20日(土)

- 12:00～ 受付開始
 13:00～ 開会
 主催者あいさつ
 自治労本部あいさつ
 開催県本部あいさつ
 13:20～ 基調提起
 13:40～ 講演①「自分の思いを伝えるためには（仮称）」
 講師： 鴻上 尚史さん
 15:10～ 休憩
 15:25～ 各単組の取り組み報告（各単組約20分）
 ①会計年度任用職員の取り組み
 ②担い手育成の取り組み
 ③特別報告「能登半島地震における取り組み」
 16:15～ 講演②「誰もが気持ちよく働き続けられる職場にむけ（仮称）」
 講師： UCA（USJ CREW ALLIANCE）で調整中
 17:20～ 事務連絡
 ～17:30 休会

【分科会】7月21日(日)

- 08:30～ 受付開始
 09:00～ 開会
 第1分科会：共に支え合い質の高い公共サービスを確立しよう！
 ～住民サービスの維持・向上に向けて会計年度任用職員と共に歩む～
 第2分科会：みんなでめざす！これからの新しい現業運動とは
 ～当たり前じゃないこれまでの組合の成果と必要な変化～
 第3分科会：みんなでいつまでも楽しくはたらき続けよう！
 ～安全・安心な職場をつくるために～
 第4分科会：なぜ労働組合に政治活動が必要なのか？
 ～現場の声を伝えるために～

※分科会の内容は添付「①組織集会@大阪_分科会概要」をご確認ください。

～15:00 閉会

5. 開催形式

- (1)参加形式は対面のみとします。
- (2)1日目の全体会における講演部分は、YouTubeによる生配信を行います。
- (3)2日目の分科会については、事後の録画配信を行います。

6. 参加費

資料代3,000円 + 弁当代1,500円 + 宿泊代

- (1)宿泊代は、参加申込書にて、自治労本部に手配を依頼した場合にかかります。
 近日中に發文その2にて、宿泊場所、宿泊代、キャンセル料がかかる期間等をお示しします。
- (2)参加費については、参加申し込み締め切り後、自治労旅行センターから県本部宛に請求します。

7. 参加申込み

5月末の締め切りを予定しています。

現在、宿泊手配に時間を要しているため、確保次第で發文その2にて自治労本部手配の宿泊場所・申込み方法を発出します。

8. その他

現業評議会三役・常任幹事、組織集会運営委員については、別途参加要請发文を出します。

9. お問い合わせ

自治労本部現業局 吉村・唐牛(03-3263-0276)までお願いいたします。

-  ①組織集会@大阪_分科会概要.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)
-  ②組織集会@大阪_会場地図.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

以上

自治労発2024第0322号

2024年 3月 25日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博
(総合組織局 現業評議会)

自治労第9回現業組織集会の開催について（その2・申込み方法と分科会詳細）

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、[自治労発2024第0181号（2月15日付）](#)で周知の集会について、下記の通り申込み方法と分科会詳細についてご案内します。

記

1. 日時・場所

【全体会】2024年7月20日(土) 13:00 ~ 17:30 @大阪市中央公会堂

【分科会】 " 7月21日(日) 09:00 ~ 15:00 @大阪国際会議場(グランキューブ大阪)

2. 日程詳細

【全体会】7月20日(土)

12:00~ 受付開始

13:00~ 開会

主催者あいさつ

自治労本部あいさつ

開催県本部あいさつ

組織内議員あいさつ

13:20~ 基調提起

13:40~ 講演①「自分の思いを伝えるためには（仮称）」

講師： 鴻上 尚史さん

15:10~ 休憩

15:25~ 各単組の取り組み報告（各単組約20分）

①会計年度任用職員の取り組み

②特別報告「能登半島地震に対する取り組み」

16:15~ 講演②「誰もが気持ちよく働き続けられる職場にむけ（仮称）」

講師： 調整中

17:20~ 事務連絡

~17:30 休会

【分科会】7月21日(日)

08:30~ 受付開始

09:00~ 開会

第1分科会：共に支え合い質の高い公共サービスを確立しよう！

～住民サービスの維持・向上に向けて会計年度任用職員と共に歩む～

第2分科会：みんなでめざす！これからの新しい現業運動とは

～当たり前じゃないこれまでの組合の成果と必要な変化～

第3分科会：みんなでいつまでも楽しくはたらき続けよう！

～安全・安心な職場をつくるために～

第4分科会：なぜ労働組合に政治活動が必要なのか？

～現場の声を伝えるために～

※分科会の詳細は添付「①組織集会@大阪_分科会詳細」をご確認ください。

～15:00 閉会

3. 「自治労第9回現業組織集会」Tシャツについて

- (1)本集会において、オリジナルTシャツを販売します。
- (2)希望者は「5. 参加申込み」と合わせて、ご注文ください。
※申込み分のみ発注とします。締切り後の追加申込み、サイズ変更はできません。
- (3)集会当日に現地配布します。請求は閉会后、参加費等と合わせ県本部宛に請求となります。
- (4)Tシャツの詳細は添付「②組織集会@大阪_Tシャツ販売について」をご確認ください。

4. 参加費

資料代3,000円(必須) + 弁当代1,500円(任意) + 宿泊代(本部手配の場合) + Tシャツ代(任意)

- (1)宿泊代・弁当代・Tシャツ代は、参加申込書にて、自治労本部に手配を依頼した場合にかかります。宿泊代およびキャンセル料がかかる期間等については添付「③組織集会@大阪_本部手配宿泊先一覧」をご確認ください。
- (2)参加費については、参加申し込み締め切り後、自治労旅行センターから県本部宛に請求します。

5. 参加申込み

2024年5月24日(金)までに添付の「④(県本部名)現業組織集会@大阪_参加申込用紙」にご記入の上、以下より登録してください。

<https://jichiro.cybozu.com/k/582/>

6. その他

- (1)その他、開催趣旨等については[自治労発2024第0181号\(2月15日付\)](#)をご確認ください。
- (2)現業評議会三役・常任幹事、組織集会運営委員については、別途参加要請发文を出します。この发文での参加報告は不要です。

7. お問い合わせ

自治労本部現業局 吉村・唐牛(03-3263-0276)までお願いいたします。

📎 ①組織集会@大阪_分科会詳細.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

📎 ②組織集会@大阪_Tシャツ販売について.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

📎 ③組織集会@大阪_本部手配宿泊先一覧.xlsx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.spreadsheetml.sheet)

📎 ④(県本部名)現業組織集会@大阪_参加申込用紙.xlsx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.spreadsheetml.sheet)

以上

2024年4月16日

総務大臣
松本 剛明 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

要 請 書

地方分権の推進と地方自治の確立にむけた貴職の日ごろからのご尽力に敬意を表します。

我が国は、超少子・高齢化が進み、住民ニーズが多様化する中、地域実情に応じた安定的な公共サービスの提供がこれまで以上に求められています。地域住民が安全で安心な生活をおくるうえで、地方自治体における地域公共サービスの提供体制の構築は非常に重要です。

あわせて、頻発する自然災害では、行き過ぎた人員・財政削減により、多くの自治体で避難所運営や災害ごみの収集・撤去、さらに社会インフラにおける応急修繕などの多くの課題が生じ、能登半島地震においても改めて公共サービスの重要性と必要性が明確になりました。

そのような中、自治体では災害発生時の対応などに限らず、現業職員が地域事情に応じて様々な役割を担いながら、地域住民に欠かすことのできない地域公共サービスを提供しています。

現業職員の労働条件の改善をはかり、安心して職務に専念できる職場環境を整備することは、自治体における公共サービスを充実するうえで不可欠です。

つきましては、下記の要請事項に対し積極的に対応するよう要請いたします。

記

1. 住民ニーズの多様化・複雑化が進む中、感染症や頻発する自然災害の対応など、これまで以上に安定的な公共サービスの提供が求められている。現場を熟知している現業職員の果たす役割の重要性が増す一方、地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員配置ができていない自治体も存在し、能登半島地震では現業職員の減少により災害ごみ対応や避難所運営に対し課題が生じている。そのため、必要な体制の維持、拡充にむけ、現業職場の新規採用については、自治体の判断を尊重すること。あわせて確実な人員確保のため、必要な財政措置を講じること。

2. これまで総務省は、簡素で効率的な行政を実現する手法として、コスト論を優先にあらゆる分野において民間委託等を推し進めてきた。しかし、物価高や人件費が上がるなど十分な費用対効果が得られず、業務によっては偽装請負ともいえる実態があることから、各自治体に対し、住民サービスの質に直結する自治体現業職場における民間委託推進を慎むこと。

あわせて自治体では、民間委託を行った結果として、民間事業者の破産申請による公共サービスの提供が停滞した事例や、災害発生時では免責事項により住民の命と暮らしを守るための緊急的な対応に問題が生じた事例もあることから、民間委託導入後の公共サービスの水準や財政的効果など現状の分析・検証を十分に行うこと。

3. 労働人口の減少する中での人員確保は喫緊の課題であり、解決策の1つとして総務省はデジタル・トランスフォーメーションを推進しているが、一方で自治体職員が直接住民と接することでしか提供できない公共サービスも存在している。日常の行政サービスはもとより特に災害対応では、現業職員が迅速に対応することで効果的な復旧・復興に繋がるという事例もある。住民ニーズや公的施設、さらに地理・地域実情を熟知している現業職場における再公営化について自治体判断を尊重すること。

4. 国は、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において、民間労働者と自治体現業職員の業務内容や職責、職員の平均年齢、職務経験年数など単純に比較することができない要素が複雑に混在する中で、賃金の比較を行っている。結果として、抑制されている自治体現業職員の賃金を恣意的に高額に見せるための不適切なデータとなっていることから、各自治体に賃金センサスの活用を行わせないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制に対する助言を行わないこと。

あわせて、自治体現業職場で働く会計年度任用職員は、業務を遂行するうえで、欠かすことのできない職員であることから、賃金・勤務労働条件など、あらゆる処遇改善にむけ、さらなる財政措置を講じること。

以上

2024年 1月 11日

こども家庭庁長官

渡辺 由美子 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石 上 千 博

2024年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、こどもに関する行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、労働者にとっては経済状況や労働の価値に見合った十分な賃金が確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域の子ども子育て支援では、すべての子どもたちが最善の利益を受けられることができる総合的な支援のあり方を追求していかなければなりません。そのためにも、調理員を含む保育スタッフには保育所内だけではなく、地域活動団体やNPO等の広範な人々との連携による、地域すべての乳幼児の「食育」や「食支援」の取り組みが求められます。

つきましては、2024年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

記

(1) 保育所調理員は、老朽化や現代の調理業務に適していない施設・設備を使用して日々の食事提供と併せて、様々な個々食を適切かつ迅速に対応し、また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、さまざまな感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改

善を図ること。また、同様に理由から「保育体制強化事業」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかること。

(2) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

(4) 物価高騰により食材費が逼迫し、各現場は対応に苦慮している。この状況を鑑み、補助的な予算措置を早急に求めるとともに、政府が進める異次元の少子化対策を踏まえ、再度、給食費無償化に向け予算措置を講ずること。

(5) 用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加え、安全安心な保育提供の確保を図ること。また制度が確立するまでは、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

以上

定年引き上げに関する課題について、高齢でも働き続けられる業務内容
(2022年度から2024年度第2回部会幹事会の地連報告より抜粋)

【清掃部会】

【高齢でも働き続けられる業務】

パトロール等の身体負担かからない業務
 ペットボトルのキャップ、ラベル剥がし、瓶の色別作業（茶、白、緑、黒に別ける）
 現役職員とグループを分けて、ゆっくりと安全に働けるよう配慮
 焼却施設・し尿処理施設・埋め立て施設等の維持管理業務
 ふれあい収集で可燃・不燃等の生活ごみを収集
 作業員のみ一か月ごとに変わる収集コースの固定を中止し、フリー枠とし運用予定
 不法投棄や不適正排出物のパトロール、指導啓発
 集積所の設置に関する事前協議
 私立保育園のおむつ回収
 清掃指導員としての食の確立
 ・戸別収集業務 ・犬猫収集業務 ・小型家電収集業務 ・ステーション管理業務
 ペットボトル等、軽い収集物の職場に配置
 収集車が侵入困難住宅への戸別収集（大型ごみ）
 コンポストと現場で作成したボカシを使用した堆肥づくり

【学校給食部会】

【高齢でも働き続けられる業務】

職員の人数を増やす（加配）
 器材等の軽量化
 同じ職場の仲間のサポートを受けながら、職場全体で業務を実施
 食育の啓発など、新たな業務を検討
 下処理、洗浄作業など、負担の少ないポジション
 食数の少ない現場に配置
 民間委託となった給食センターへ立ち入り管理業務を行っていく技能職員の配置
 各学校を巡回して長年培ってきた調理業務のノウハウを伝える（指導する）、新人の教育担当
 業務検証の人員として配置し、管理監督

【学校用務員部会】

【高齢でも働き続けられる業務】

リーダーの役目を外すことで責任が少なくなることで精神的に楽になる。
 現場での作業なので高所の作業など共同作業で行うことで作業を軽易な作業にする

若い職員への指導的職務につく
 機械化等を行い、身体負担を軽減していく
 校内の環境整備・花壇の整備や除草作業
 会計年度任用への業務のサポートと指導（技術の継承）
 仕事量を減らし、無理のない作業をして行く。（草刈り、物品修理、グループ作等）
 小規模の学校への異動
 1校につき、2人配置（配置基準の見直し）
 スタッフ職の導入
 作業に応じた道具の完備
 刈払い機を用いた斜面の草刈りと、三脚や踏み台を必要とする高さの剪定を行わないことを労使で取り決めている

【県職現業部会】

【高齢でも働き続けられる業務】

試験研究では、調査・分析（病害虫関連）、庁舎管理
 供用車の貸出・点検業務
 守衛・電話交換
 運転業務
 作業アシスト装置、新たな作業機械の導入
 大型免許や特殊免許が必要な業務については資格保持者が働ける
 工具を電動工具（バッテリー）に更新
 道路管理業務では常温合材を30キロから15キロ入りに変更
 地域との調整役（道路管理者）
 パトロール業務、委託業者の監督職員業務
 認可業務

【一般現業部会】

【高齢でも働き続けられる業務】

ポンプ運転管理等
 供用車の貸出・点検業務
 運転業務
 道路・公園の巡視
 工具や機械の軽量化
 保育調理では配置基準の見直し（加配）

現業評議会ニュース VOL.35

2024年度現業セミナー 65歳まで誰もが安全で安心して働ける職場環境を



(写真上・下) 講師から考え方を学ぶ



自治労現業評議会は11月26日(日)に「2024年度現業セミナー」を開催し、対面とウェブ合わせて、316人(対面105人、WEB211人)が参加した。

今回のセミナーは、定年引き上げに伴い、来年4月から61歳の常勤職員は配置されることを踏まえ、高年齢労働者でも安全で安心して働き続けられる職場環境の構築にむけ、各現場から実践できる取り組みについて学ぶことを目的に開催した。

講演①として保健師の佐藤せなさんを講師に招き、「更年期の働き方」～更年期障害のセルフケアと周囲の対応～をテーマに講演がされた。講演では、男女ともに更年期障害の可能性があることにふれ、症状やセルフケアについての対処方法を説明し、これから気を付けていく点として、更年期症状を軽減する生活習慣と、本人も周囲の人も心遣いを大切にすることを参加者に呼びかけた。

講演②では「高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり」と題し、自治労本部法対労安局長の上野友里子さんから、加齢による身体機能の変化や業務内容について提起した。上野局長は厚生労働省が示している「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」について説明し、身体機能の低下を補う設備や装置の導入、また高年齢労働者の特性を考慮した作業管理が重要であると述べた。さいごに、これらのガイドラインなどを活用した上で、当局と交渉し、職場に応じた働き方や業務内容にむけた取り組みを要請した。

「ありったけの現場力」清掃職員版を新たに作成

現業評議会では、現業職員の業務を知ってもらうため、ドキュメンタリー動画を作成している。これまで、学校給食調理員と学校用務員の動画を



清掃職員



作成し、新たに清掃職員の動画を作成した。多くの人たちに私たちの業務を知ってもらうため、YouTubeの一般公開としてアップしています。各単組、各県本部でも活用と周知をよろしくお願いいたします。

ありったけの現場力



学校給食調理員



学校用務員

現業評議会ニュース VOL.35-1

第2回
全国幹事会

現業職場の課題の克服にむけ

2024現業・公企統一闘争の更なる推進を



(写真上) 現場課題の解決にむけ取り組むことを決意

(写真下) 各グループでは活発な意見交換が行われた



2日目では、「職種間コラボで可能性を発掘しよう！直営体制だからできる職種間連携」をテーマにグループワークが行われた。

現業職場では、行政の組織編成である、いわゆる「縦割り」とは全く無関係に展開している部分が多くあることから、現業職場が持っている総合性を活かしていくことが重要。

さまざまな職種の組合員と意見交換し、現業職員の新たな可能性に気付く契機としてグループワークが行われ、県本部や職種を超えて多くの意見が出された。

現業評議会は、12月9日から10日にかけて自治労会館にて第2回全国幹事会を開催し、傍聴者を含め、71人が参加した。1日目はこの間の取り組み経過、2023現業・公企統一闘争の総括や2024年度推進案をはじめ、ジェンダー平等推進にむけた取り組みなどについての議論が行われた。また2日目は「職種間コラボで可能性を発掘しよう！直営体制だからできる職種間連携」をテーマにグループワークが行われ、活発な議論が行われた。

経過報告と協議事項では、のべ18人からの質疑があり、県本部での取り組み報告や議案の補強など活発な議論が行われた。最後に全国幹事会のまとめとして、川口議長から現業職員の取り巻く状況は厳しいが、統一闘争で諦めずに取り組みを進めていくことが重要であること、またグループワークでの議論を踏まえ、地域の困りごとを解決できるのは現場で働く現業労働者であることから、現業職場の課題解決にむけた取り組みを強化していくことが重要と述べた。

岸組織内議員 現場課題を 国会に反映させていく



岸まきこ参議院議員が会場に駆け付け、国会状況について報告した。岸議員は、地方制度調査会での議論状況にふれ、地方分権と逆行する制度が議論されており、地域住民が置き去りになる可能性があるとして述べ、引き続き、現場の声を国会の場で意見反映させていくと決意を述べた。



現業評議会ニュース VOL.36

現場 培った経験を踏まえた迅速な対応 今こそ全国から支援の輪を広げよう

1月1日に発生した「能登半島地震」により亡くなられた方々に、改めて深く哀悼の意を表し、心からお見舞いを申し上げます。また自身が被災しながらも災害対応にあたっている組合員、被災地に支援に駆け付けている組合員に心から感謝し、敬意をします。

被災した自治体の現業職員は、発災直後から各現場で災害対応にあたっています。被害が大きい石川県、富山県、新潟県では昼夜を問わず、道路や学校施設の状況把握と点検をはじめ、災害ごみに対する対応など、直営の強みである現場を熟知した上での迅速な対応が行われています。

被災現場の最前線から大変な業務内容においても、現場の状況や災害対応にあたっての「現場力発揮中」との報告があります。あわせて全国の現業の仲間からは「何かできることはないか」などの温かいお言葉も頂いています。

既に自治体によっては現業職員が支援に派遣もされており、今こそ現場で培ってきた現場力を発揮し、少しでも早く復旧・復興に繋げていくことが求められています。

自治労としては対策本部を設置し、「災害カンパ」に取り組み、省庁や国会に現場の声を届け、被災地の組合員を支える施策を要請するなど、取り組みを進めていきます。



石川県能都町の被災状況

こども家庭庁 政府予算要請行動



現場実態を伝える幹事（写真左側）

調理現場の課題を解決し 安全で安心した給食提供を

現業評議会は、1月11日にこども家庭庁に対し、政府予算要請行動を実施し、保育調理現場における課題を訴え、必要な予算措置を求めた。

要請では、食育の実践などを踏まえ、給食調理員の明確な配置基準を設け、現場の体制強化を図るとともに、保育調理室の施設整備に対する予算措置などを求めた。さらに物価高騰により食材費が逼迫し、各現場は対応に苦慮していることや保育所の安全で安心な環境構築にむけた要員確保を可能とする予算措置について要請した。

「現業評議会の動画・資料まとめ」を活用しよう

現業評議会では、集会や講演をはじめ、現業・公企統一闘争推進動画、また国会議事録などをもいつでも視聴できるように「現業評議会 動画・資料まとめ」のサイトを作成しています。

県本部や単組での学習会に使用したり、気になる箇所だけをチェックするなど、様々な場面で利用可能です。QRコードからサイトに移動します。

取り組みの強化にむけ、是非とも周知と活用をお願いします。



動画



資料



現業評議会ニュース VOL.36-1

現業評議会

自治体現場力を取り戻し 笑顔が集う地域にむけ人員体制を

現業職員は各現場で地域実情に応じた公共サービスを提供している。頻発する災害や感染症拡大時での対応を踏まえ、現業職員は住民生活に必要な労働者として広く認識された。あわせて、公共サービスの重要性、必要性についても再認識されたが、その提供体制である自治体現場では多くの課題を抱えている。現業職場では退職不補充などによる人員不足をはじめ、安易な民間委託により、現業職員が削減され、公共サービスの提供体制は危機的な状況である。今こそ、現場課題を解決し、住民が笑顔になれる地域を創り出していくために、各現場からの取り組みが重要である。

こうした状況を踏まえ、川口議長が課題解決にむけ、組織内議員である岸まきこ参議院議員に現業職場の実態や課題を伝え、国会での取り組みをお願いした。



(給食調理現場の環境改善に取り組む決意を示す岸議員)

現業職場での最重要課題である人員確保について、国は地方自治体の判断を尊重する考えであるが、多くの自治体では民間委託の導入を理由に採用抑制をしている。民間委託の導入も自治体判断と国は示しているが、国の政策では民間委託を推奨する方針を打ち出している。民間介入だけでは到達できない公共サービスがあることから、自治体のサービス提供の体制を充実させるべきである。給食業者の破産申請の事案についてふれ、公共サービスが停止することは、住民や子どもに影響が及ぼすことをお互いに認識を確認した。そのうえで、民間委託の導入を推し進めるのではなく、必要な公共サービスの提供にむけた人件費をはじめとした予算確保をお願いした。

住民アピール行動での活用を

現業評議会では、斉唱職員と学校給食調理員と学校用務員の業務を知ってもらうため、ドキュメンタリー動画を作成した。どのような業務を担い、また「どんな想いを持って仕事に関わっているのか」を現業職員に密着したドキュメンタリー動画。多くの人たちに私たちの業務を知ってもらうため、YouTubeの一般公開としてアップしています。各単組、各県本部でも活用と周知をよろしく願います。



清掃職員

ありったけの現場力



学校給食調理員



学校用務員

現業評議会ニュース VOL.37

第2回部会幹事会 各職種の課題解決を現場の実情を組織内議員に伝える

現業評議会は一般現業部会を1月26日に開催して以降、各部会についても開催し、能登半島地震における対応をはじめ、労働安全衛生に伴う課題、2025年度の各省庁への要請項目について議論した。

また、現場の意見を国会に伝えるため、各部会では、岸まきこ参議院議員、鬼木まこと参議院議員と意見交換を行い、現場実態と課題を訴え、法律や制度の運用改善をお願いした。



各部会では、幹事から会計年度の処遇改善や災害時における現業職員の役割、直営の必要性など、現場実態を踏まえた、さまざまな分野で意見交換が行われた。



第9回現業組織集会のお知らせ



現業評議会では、7月20日（土）～21日（日）にかけて、大阪で第9回現業組織集会を開催します。

1日目の全体会では、組織強化を取り組むにあたり、日常のコミュニケーションが重要であることから、全体会では講師を劇作家・演出家で活躍している鴉上尚史さんを招いて、人に思いを伝えることをテーマで講演を予定しています。また各単組での取り組み事例なども報告します。

2日目は分科会で右の表にある4分科会を予定しています。全体会・分科会ともに対面を基本とした集会開催となりますので、多くの参加をお待ちしています。

詳細は発文でお知らせします。

分科会	タイトル
第1分科会	共に支え合い質の高い公共サービスを確立しよう！ ～住民サービスの維持・向上にむけて 会計年度任用職員と共に歩む～
第2分科会	みんなだめぞす！これからの新しい現業運動とは ～当たり前じゃない これまでの組合の成果と必要な変化～
第3分科会	みんなでいつまでも楽しくはたらき続けよう！ ～安全・安心な職場をつくるために～
第4分科会	なぜ労働組合に政治活動が必要なのか ～現場の声を伝えるために～

現業評議会ニュース VOL.37-1

現場力

住民の安全・安心な生活へ 被災地域で現場力を発揮中

1月1日に発生した能登半島地震では、被災地域の自治体職員をはじめ、全国から行政支援に駆け付けている職員により、一步一步復旧・復興の歩みを進めている。その一方で、この間の行き過ぎた人員削減により、災害発生時の初動対応をはじめ、その後の業務を行うにあたり、多くの課題が改めて浮き彫りとなった。

現業評議会では、部会幹事会を中心に、被災地の状況や課題、さらに行政支援として現地で対応された組合員などから、課題などを集約している。

明らかになった課題を解決するため、現業評議会では、現業職員の採用が重要であるとの認識のもと、日常業務はもとより、災害時における現業職員の必要性を多くの住民に周知していくとともに、国会や省庁対策の取り組みを引き続き、強化していく。



今回の災害発生時では避難所指定の学校において、施設を熟知した用務員が配置されていないため、スムーズに避難所開設に至らなかったとの報告がされている。

災害ごみの対応では、現場を把握している職員が少ないため、効果的な仮置き場の運営が難しく、ごみの回収においても迅速でニーズに応じた対応が困難となっている。災害廃棄物は石川県内で240万トンと推計され、当該自治体だけでは処理が困難であることから、全国からの支援が必要だ。

これらの課題を解決するため、各部会などで課題を共有し、課題の克服にむけた取り組みをより一層強化していくことが重要だ。



労働安全衛生の確立にむけ

現業評議会は1月24日にウェブにて「職場改善にむけた学習会3～安全な職場環境にむけ～」を開催し、全国から364人が参加した。

学習会では、安全衛生委員会の月1回以上の開催の遵守や職場全体での共有化の重要性について触れつつ、2023現業・公企統一闘争では労働安全衛生や定年引き上げに伴う課題に対する成果について共有し、今回の学習会を契機に今後の取り組みに繋げることが重要と提起した。

学習会終了後の質疑応答では、石川県本部の参加者から現在の被災状況や取り組み支援に対する感謝についての発言があり、吉村現業局長から被災地では現業職員の現場力が発揮されていることを伝え、引き続き、行政支援などの取り組みについて参加者に支援を呼びかけた。



現業評議会ニュース VOL.38

第1回担い手育成連続講座 参加を契機に 現評運動を継承し今後の取り組みを

自治労現業評議会は3月9日から10日にかけて自治労会館で2024年度第1回担い手育成連続講座を開催した。この講座は、現業課題の解決にむけ、運動の継承が重要であることから、全国から次代の担い手が集まり、合計2回の講座を行う。第1回は、現業労働者の権利などの講座やグループワークによる要求書作成と模擬団交、さらにLGBT法連合会の西山さんを講師に招き、LGBTQ+の人権課題について講演を行うとともに、移動し国会見学も実施した。



(写真左右と右下)
講座を受けて、各グループでは現場の課題を話し合い、要求書を作成した。

(写真左下)
その後、三役常任を自治体当局として、模擬団体交渉を行い、白熱した議論が交わされた。



東日本大震災を振り返り、今後の取り組みを

(写真下)
国会見学後、参加者で記念撮影

2日目は、LGBT法連合会の西山さんから「LGBTQ+の人権課題について」の講演を受け、現状と労働組合としての取り組みについて課題提起がされた。

その後、自治労の復興支援をテーマに八巻総合企画総務局長から被災当時の状況についての講演を受けた。震災発災時、福島市役所に勤務していた八巻さんは被災当時の状況について述べ、復興にむけた取り組みでは、全国の仲間が福島県に支援に来て頂いたことは、自治労の横のつながりの大切さを感じたと訴えた。最後に国会見学を行い、第1回を終了した。

参加者からは「組合加入2年目で分からないことだらけでしたが、今回の受講で少し前進できたように思います」「良い経験、勉強をさせていただきました。早速持ち帰って共有させていただきたいと思います」などの感想が述べられた。



現業評議会ニュース VOL.38-1

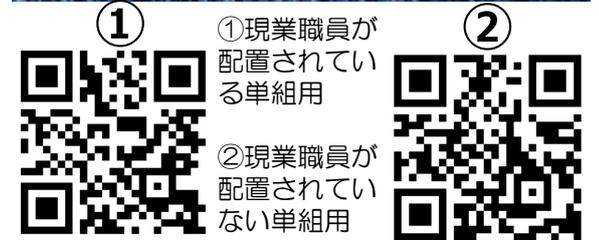
2024現業・公企統一闘争 課題解決にむけ 現場の声を反映した要求書の提出を

現業職場の課題解決にむけ、現業・公企統一闘争を取り組むにあたり、単組や職場で活用できる手引きを作成した。今年度は冊子ではなく、ウェブ版として発信した。

コロナ禍や災害時での対応では改めて、現業職員の必要性和重要性が明確になった。特に近年は物価高や人件費が上がるなどにより、民間委託導入がコスト削減とならないことから、地域実情に応じた公共サービスの提供ができる現業職場の人員確保の取り組み強化が重要である。

本部現業評議会では、2024闘争を取り組むにあたり、統一闘争の取り組む意義やこの間の取り組み成果を共有するため、4月24日（水）18時からウェブ学習会を開催する予定。

また現業職場の課題解決にむけ、すべての単組で要求書の提出・交渉実施ができるよう現業評議会の三役・常任幹事による県本部評議会オルグを実施していく。



災害時における廃棄物行政について ～国会で環境大臣に質疑～

自治体の清掃職場では、安易な合理化政策により、直営から民間委託に置き換わりが進み、日常業務をはじめ、特に災害対応においては、多くの課題が生じている。こうした課題に対し、現業評議会では近藤昭一衆議院議員（政策協力議員）と意見交換し、3月12日の環境委員会で伊藤環境大臣に質疑した。

能登半島地震では、被害が大きい地域の清掃職場が直営ではなく民間事業者で担っており、災害ごみの対応、仮置き場の運営などに課題があったことを指摘し、自治体として担う体制強化が必要と指摘した。

また、焼却施設における課題では、約20年前にダイオキシン対策に伴い、建て替えた施設が多く更新時期が重なっているため、環境省に対し必要な予算措置と対策を求めた。特に近年は、前回の一斉の建て替え時と状況が変わっており、物価高による資材高騰の影響についても考慮する必要があると指摘した。あわせて、焼却施設の整備計画では、集約化・広域化が明記されているが、今回の能登半島地震の状況を踏まえ、リスク分散を視点にいれた施設の在り方が必要と環境省に質した。



清掃職場の課題を質疑する近藤議員

（お知らせ）職種別の課題解決にむけ～ウェブ学習会の開催～

現業評議会では、職種が多岐に渡るため、職種によっては県本部・地連内で十分な課題共有や意見交換などに対する取り組みが困難な実態も見受けられ、全国の実態把握が難しい状況となっています。

そのため各現場の実情把握と取り組みの前進をめざすことを目的に、職種別にZoomによるウェブ学習会（意見交換会）を開催します。学習会では各職種の個別課題や国会対策や省庁要請の内容などを予定しています。

今後、道路維持や試験研究機関、介護関係などの職種についても開催を予定しています。参加を希望される方は、所属の県本部までお問い合わせください。

職種	開催日時
病院現場	5月17日（金）18時30分～
保育調理	5月23日（木）18時30分～
清掃（焼却施設）	5月28日（火）18時00分～

現業評議会ニュース VOL.39

現業・公企 統一闘争 現業職場の課題解決にむけ 総務省および議員要請行動を実施

現業評議会は、現業・公企統一闘争に取り組むにあたり、4月16日に総務省要請行動を行い、総務省に対し、①人員確保にむけた十分な予算確保と採用に対する自治体判断を尊重すること、②民間委託導入後の公共サービスの水準や財政などの現状と課題を十分に検証・検討すること、③民間委託について課題が生じている際の再公営化について自治体判断を尊重すること、④賃金センサスの活用を促す助言はしないこと、の4項目について要請した。

これに対し、総務省は、①行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、技能労務職員を含め、適正な人員配置に取り組むことが重要、②委託した業務についての責任は、行政に帰属するものであり、地方自治体においても委託先が破産等で業務が滞った場合等でも適切に業務の執行管理をしていただく必要がある、③民間委託か直営かの選択を含めて、各自治体において、自主的に判断すべきものである、④給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要、などの考え方について示した。

総務省の回答を受け、改めて三役・常任委員から現場実態を訴え、総務省に課題解決にむけた対策を要請した。

(要請行動の詳細な議事録は第3回全国幹事会の資料に掲載予定)



現場課題を国会へ反映させるために

総務省要請行動後には、岸まきこ・鬼木まこと組織内議員をはじめ、政策協力議員に対し要請行動を実施した。

議員要請行動では、総務省からの回答を踏まえ、改めて現業職場の課題解決のため国会での取り組みを要請した。



住民アピール行動での活用を

現業評議会では、清掃職員と学校給食調理員と学校用務員の業務を知ってもらうため、ドキュメンタリー動画を作成した。どのような業務を担い、また「どんな想いを抱いて仕事に関わっているのか」を現業職員に密着したドキュメンタリー動画。多くの人たちに私たちの業務を知ってもらうため、YouTubeの一般公開としてアップしています。各単組、各県本部でも活用と周知をよろしくお願いします。

ありったけの現場力



学校給食調理員



学校用務員



清掃職員



現業評議会ニュース VOL.39-1

職場改善にむけた学習会 委託導入後の取り組み 自治体責任を果たすため、検証と分析を

現業評議会では、現業・公企統一闘争に取り組むにあたり、4月24日にウェブ学習会を開催し、317人が参加した。学習会では、第1次闘争の取り組みを進めていくうえで、すべての単組が取り組むべき内容について提起がされた。あわせて、民間委託導入後におけるサービス水準の検証と分析が十分ではないことから、単組報告として委託導入後の取り組み事例が報告され、すべての単組での取り組みを要請した。

単組報告では、島根県本部益田市職員労働組合の石川荒次郎さんから、労働者不足や材料費高騰などによる入札不調などの状況などに触れつつ、島根県内において委託から直営に戻した事例が報告された。さらに委託後であっても、最終的に行政が責任を果たす義務が生じることに変わりがないことを訴えた。

さらに益田市現業労組として学校給食の配膳業務、調理業務について、これまでの現業・公企統一闘争において、「学校給食事業民営化以降のサービスの質、従事する労働者の労働条件が適正な水準を満たしているか検証する」内容について書面確認し、検証を行っている。公共サービスの低下を招くことなく、課題が生じている際は必要に応じて再度、直営となるよう、引き続き取り組みを進めていくことが報告された。



単組の取り組みを報告する石川さん（写真下）

取り組みを振り返って

- 再公営化は非現実的なものではない
- 一定の条件が整えば再公営化となり得る
- 労働組合側の継続的な関与が重要



現業組織集会のご案内

現業評議会では、7月20日（土）～21日（日）にかけて、大阪で第9回現業組織集会を開催します。

1日目の全体会では、組織強化に取り組むにあたり、日常のコミュニケーションが重要であることから、講師を劇作家・演出家で活躍している鴻上尚史さんを招き、「コミュニケーションのヒント」と題した講演を行います。舞台作家・演出での経験を踏まえ、自分の思いを人にどう伝えるかについて分かりやすく解説します。

各単組報告では、会計年度任用職員の取り組み、また能登半島地震における取り組み事例を予定しています。さらに講演②では、大阪桐蔭高校の野球部部長を務めていた森岡正晃さんを講師に、創部4年で全国制覇を成し遂げたチーム作りの経験を踏まえた、組織強化や人材育成についての講演を予定しています。

参加を希望されるかたは県本部までお問い合わせください。多くの参加をお待ちしています。

鴻上尚史 (65)

作家／演出家

@KOKAMISHoji

【レギュラーメディア出演】

NHKBS1
「COOL JAPAN～発掘！ かつこいいニッポン～」
BS朝日
「熱中世代大人のランキング」
（～2018年9月29日）

名前は「こうがみ」ではなく、「こうかみ」です、（笑）



「現業評議会 まとめ動画」

現業評議会では、開催したセミナー、集会の講演等の動画を、「自治労本部 現業評議会 動画まとめ」のサイトを作成しています。

県本部や単組での学習会に使用したり、気になる箇所だけをチェックするなど、様々な場面で利用可能です。QRコードからサイトに移動します。

県本部・単組での取り組みの強化にむけ、是非とも周知と活用をお願いします。

動画・資料を活用しよう！



集会・セミナー動画



資料など

現業評議会ニュース

「番外編」

地域住民と協力したPTAパトロールを実施
～子供たちの安心・安全を提供するために～

現業評議会ニュース「番外編」は、本部の取り組みではなく、各地連や県本部、単組での取り組みを紹介しています。今回は、愛知県本部自治労名古屋市職員組合（土木関係）での取り組みを紹介していきます。

中村土木事務所では年に3回実施されるPTAパトロールに毎回参加（維持係長＋直営班の代表3人）し、直営の業務を紹介している。重機がないので大規模な修繕は民間となるが、身近にある道路の穴ぼこ、雨水桝の取り換え、樹木の剪定、ベンチ板の交換など業務の一部を紹介。（写真下）

この日は小学校を起点に歩き、信号や標識、交通マナーについては警察での相談となることが多いが、歩道の段差や街路樹の落ち葉の困りごとや植栽の樹木が高いことで見通しが悪く危険などの意見が寄せられた。土木事務所の職員が同伴することにより、それぞれの現場で丁寧な説明ができるとともに迅速に処理ができるメリットを伝えた。最近では道路・公園の損傷通報としてLINEを活用し、地域の困りごとに対応している。



直営の業務内容を紹介する土木事務所の組合員



パトロールで歩道の状況などを説明

名古屋市では、地域の安全を守る取り組みの一環として小学校のPTAパトロールを実施している。名古屋市は16の行政区があり、PTAパトロールは夏休み前など年に3回実施している。各回では各区1校に絞った重点校で、区政協力委員などの代表の方、保護者の方、学校関係者、区役所、警察と連携し、その中に土木事務所も参加してパトロールを実施している。

今回紹介するのは、名古屋市の中心部にある中村区の笹島小学校。中村区の中でも特に、名古屋駅から近いこともあり、昼夜を問わず交通量が非常に多く、人通りも多い地域です。朝夕の通勤時には自転車利用者が多いため、通学時に子どもたちが危険にさらされている現状を実際の「現場」で体験することができた。



“地域密着”で、まちの困りごとを解決

今回参加された地域の方からは、「日頃から土木事務所の皆さんは電話したら直ぐに対応してくれるから非常に助かっている」とうれしいコメントが寄せられた。今回業務を紹介した直営班も「日頃から道路・公園での困りごとは非情に多いと感じる。これから冬休みに入り子供たちの活動の範囲も変わって行くため、こんなことで電話したら申し訳ないな、とか躊躇されるケースが多々あるかと思うが、些細なことでも構わないので土木事務所に一報いただければ助かる。ともに安全・安心なまちづくりを支える立場として地域を守って行きましょう」とコメントし今回のパトロールを終了した。

現業・公企統一闘争の推進動画を活用しよう！



①



②



- ①現業・公企職員(会計年度任用職員を含む)が直営で配置されている単組用
- ②現業・公企職員(会計年度任用職員を含む)が直営で配置されていない単組用